証券コード：5698
平成30年９月12日

株　主　各　位

静岡県富士宮市山宮3507番地の19
株式会社エンビプロ・ホールディングス
代表取締役社長　佐野富和

第９期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第９期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成30年９月26日（水曜日）午後５時（営業時間の終了時）までにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　　平成30年９月27日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　　静岡県富士市平垣本町８番１号
ホテルグランド富士２階　孔雀の間
3. **目的事項**

報告事項

１．第９期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第９期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

第６号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

以　上

◎本株主総会招集ご通知に提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類には本株主総会招集ご通知の添付書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している「連結注記表」及び「個別注記表」を含みます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.envipro.jp/)に掲載させていただきます。

◎本年は定時株主総会の事業報告の中で事業内容についてもご説明させていただきますので、定時株主総会後の事業説明会は開催いたしません。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、中国をはじめとしたアジア新興国等の経済の先行きや政策に関する不確実性による影響、米国における通商問題の動向や金融資本市場の変動の影響等を受けつつも、米国や欧州を中心に引き続き回復いたしました。

日本経済においては、これら海外経済の不確実性等を内包しながらも雇用・所得環境の改善が続き、緩やかに回復いたしました。

当社グループの事業領域においては、中国からの鉄鋼製品の輸出が大幅に減少したことによる世界的な鋼材価格の高騰により、鉄スクラップ相場は期首の25,000円（東京製鐵岡山海上特級価格）から一時36,500円まで上昇したものの、３月以降米国による鉄鋼及びアルミニウムの関税引き上げの発動が、アジア地区の鉄鋼景気全般の重しとなり６月末時点で31,500円まで下落しました。しかし当連結会計年度での平均価格は32,011円と前連結会計年度の平均価格23,471円を上回り、価格は変動しながらも堅調に推移しました。また、非鉄金属相場についても全般的に上昇しました。

このような環境の中、各相場の上昇局面を活用した工場でのリサイクル資源の集荷・生産や輸出取引が好調に推移し収益に大きく寄与しました。また、中古車及び中古自動車部品の販売は底堅く推移し、同時に固定費の削減がすすんだことにより収益は増加しました。加えて、前連結会計年度から本格稼働した環境コンサルティング事業についても新規受注及び継続受注が大幅に増加しました。

一方で、新規事業関連では木質系バイオマス燃料に関する事業や障がい者就労移行支援施設の新規出店、デジタルサイネージ事業への投資等の固定費が増加し収益を圧迫しました。さらに、再生プラスチックの生産及び販売事業を行う合弁会社である株式会社プラ２プラやリチウムイオン２次電池等のリサイクル事業を行う株式会社ＶＯＬＴＡの設立等、積極的な投資を実施し新たな収益源を確立するための準備を進めました。

また、株式会社東京証券取引所の承認を受け、平成30年６月18日をもちまして、当社株式は東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定されました。今後も、更なる業績の拡大と企業価値の向上に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は37,456百万円（前年同期比

28.6％増)、営業利益は1,002百万円（前年同期比25.8％増)、経常利益は1,319百万円（前年同期比31.9％増)、親会社株主に帰属する当期純利益は840百万円（前年同期比9.3％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,035百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

株式会社プラ２プラ	プラスチック製造設備	72百万円
株式会社エコネコル	シュレッダー選別設備	72百万円
株式会社東洋ゴムチップ	特高受変電設備	37百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社は東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定されました。これに伴い、公募増資による1,609,400株の新株発行により1,266百万円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）390,600株により307百万円の資金調達を行っております。

また、太陽光発電所を開発する合同会社への匿名組合出資のため金融機関より1,761百万円の調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループはこれまで「創業企業」「循環企業」「求道企業」を企業理念として、様々な資源リサイクル事業を営んでまいりました。

平成30年現在は、世界は物質資源の限界、化石燃料消費の限界、心の豊かさの喪失、社会インフラ維持の限界などの要因により、これまでの社会システムのまま持続させていくことが難しい状況にあります。

当社グループではこのような社会課題の中で、特に「資源」と「エネルギー」に関する社会的課題を解決するための施策を「サステナビリティー戦略」と位置づけ、様々な施策を実行してまいります。

サステナビリティー戦略とは、「持続可能社会実現の一翼を担う」というミッションのもと、社会と当社の持続的発展を同時に実現させるために、平成30～35年の５か年で実行する戦略で、主に以下の４つの領域で構成されています。

その一環として、当社は事業運営に要する電力を100％再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げるイニシアチブ、「RE100」に加盟しました。リサイクル業界からの加盟は世界初であり、今後は平成62年までに事業活動で消費する電力を100％再生可能エネルギーにするという目標を掲げてまいります。ESG投資が注

目される中、「RE100」に加盟することにより、企業価値のさらなる向上を図ります。
また今後当社では既存事業に加えて、これまでの事業開発で得たノウハウを活かし、気候変動の影響を最小化するという社会課題の解決と当社の企業価値向上並びに持続可能性を同時に達成できる新規事業を開発してまいります。

当社グループの課題は下記のとおりです。

①資源循環事業
将来的に、再生利用・再生品、再資源化、再生原料製造まで一貫して行える静脈サプライチェーンモデルを構築するために、これまでに蓄積したノウハウ・技術・設備を十分に活用するとともに、未利用資源をリサイクルする技術開発を行います。また、既存ネットワークを活用し、一般廃棄物処理事業と産業廃棄物処理事業並びに金属スクラップを中心とした再生資源などの貿易事業の強化を図り、安定した収益体制の構築を目指してまいります。

②中古車関連事業
日本国内での仕入れ数量の減少を視野に入れて、マーケットの特徴を踏まえた３国間貿易や、新たなマーケットでの仕入れルートの開拓などの施策で、効率的な中古車及び中古自動車部品の流通量の増加を図ります。
海外事業拠点がある利点を活用して現地のマーケティングを行い、中古車の流通量の増加並びに中古車以外の商材の開発を行います。

③新規事業
リチウムイオン２次電池のリサイクル事業、廃プラスチックの再資源化、木質系バイオマス燃料の供給など、資源循環事業とシナジーのある事業を推進し、早期の収益化を図ります。

④経営基盤と成長基盤の強化
当社グループの組織全体を俯瞰した体系的で効率的な組織化を図り、生産性を大きく向上させるとともに、コア技術研究とマーケティング機能への投資を強化して、各事業における競合優位性を確立します。

これらの課題を解決し、サステナビリティー戦略を推進していくことは、当社の社会的信用、経営資源の効率的運用、生産性を格段に向上させることにつながります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第６期 (平成27年６月期)	第７期 (平成28年６月期)	第８期 (平成29年６月期)	第９期 (平成30年６月期)
売上高（百万円）	32,538	29,130	29,122	37,456
経常利益（百万円）	1,001	853	1,000	1,319
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	685	629	768	840
１株当たり当期純利益金額　（円）	52.99	48.63	59.42	64.64
総資産（百万円）	14,464	15,027	17,886	21,661
純資産（百万円）	7,928	8,293	8,985	11,268
１株当たり純資産額　（円）	595.65	620.71	670.97	728.71

（注）１．１株当たり当期純利益金額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数によって算出しております。
２．当社は、平成30年１月１日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。１株当たり当期純利益金額及び１株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第６期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社エコネコル	435	100.0	資源リサイクル事業
株式会社３WM	275	100.0	資源リサイクル事業
株式会社クロダリサイクル	40	100.0	資源リサイクル事業
株式会社しんえこ	100	100.0	資源リサイクル事業
株式会社アストコ	65	100.0	資源リサイクル事業
株式会社Ｅ３	50	100.0	資源リサイクル事業
株式会社東洋ゴムチップ	100	100.0	資源リサイクル事業
株式会社ブライトイノベーション	5	51.0	資源リサイクル事業
株式会社プラ２プラ	40	51.0 〔51.0〕	資源リサイクル事業
株式会社ＶＯＬＴＡ	200	100.0	資源リサイクル事業
JAPAN COAST USED CARS AND SPARE PARTS TRADING	AED 1,031,492	100.0 〔100.0〕	資源リサイクル事業
3WM CHILE IMPORT EXPORT LIMITADA	USD 13,500	100.0 〔100.0〕	資源リサイクル事業
3WM UGANDA LIMITED	UGX 10,000,000	100.0 〔100.0〕	資源リサイクル事業

（注）１．当社の連結子会社は「②重要な子会社の状況」に記載している13社であり、持分法適用会社は２社（関連会社２社）であります。

２．株式会社プラ２プラは平成29年７月25日に設立しております。

３．株式会社ＶＯＬＴＡは平成30年１月10日に設立しております。

４．「当社の出資比率」欄の〔内数〕は間接所有であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、純粋持株会社制を導入しており、当社及び連結子会社13社(株式会社エコネコル、株式会社３WM、株式会社クロダリサイクル、株式会社しんえこ、株式会社アストコ、株式会社Ｅ３、株式会社東洋ゴムチップ、株式会社ブライトイノベーション、株式会社ＶＯＬＴＡ、他４社)、持分法適用関連会社２社(株式会社アビヅ、株式会社富士エコサイクル)で構成され、資源リサイクル事業を展開しております。

当社グループが行う資源リサイクル事業においては、企業、解体物件等から排出される金属スクラップ及び産業廃棄物(一部、一般廃棄物を含む。以下、「廃棄物」という。)を主要な取扱い対象としており、これらの廃棄物を収集運搬し、中間処理工場にて、せん断・溶断、手解体、破砕・選別、圧縮・固形を行い、鉄スクラップ、非鉄金属(銅、アルミニウム、ステンレス等)、プラスチック等のリサイクル資源等を生産し、国内外に販売しております。当社グループで生産したリサイクル資源以外にも、同業者等からリサイクル資源を仕入れ、当社グループが全国に保有する集荷拠点に集荷し、国内への販売及び海外への貿易取引を行っております。上記のほか、中古車や中古自動車部品、太陽光発電所の開発・運営等、ゴム製品、環境コンサルティングサービス等、幅広い商材を取り扱っております。

また、新規事業として木質系バイオマス燃料に関する事業、障がい者就労移行支援等の障がい福祉サービス、再生プラスチックの生産及び販売事業、リチウムイオン２次電池等のリサイクル事業などを行っております。

企業グループ各社の役割は以下のとおりです。

役　　割	名　　称
金属・プラスチック等リサイクル	株式会社エコネコル（株式会社プラ２プラ） 株式会社クロダリサイクル 株式会社しんえこ 株式会社東洋ゴムチップ 株式会社ＶＯＬＴＡ 持分法適用関連会社 （株式会社アビヅ） （株式会社富士エコサイクル）
中古車・中古車部品等のリユース	株式会社３ＷＭ（JAPAN COAST USED CARS AND SPARE PARTS TRADING、3WM CHILE IMPORT EXPORT LIMITADA、3WM UGANDA LIMITED含む）
太陽光発電所の開発・運営等	株式会社Ｅ３
障がい者就労移行支援等の障がい福祉サービス	株式会社アストコ
環境コンサルティングサービス	株式会社ブライトイノベーション

(8) 主要な営業所及び工場

名　　称	事　業　所
当社	本社(静岡県富士宮市)
株式会社エコネコル	本社工場(静岡県富士宮市) 浜松工場(静岡県浜松市浜北区) 富士ヤード(静岡県富士市)
株式会社３WM	本社(愛知県名古屋市港区)
株式会社クロダリサイクル	本社工場(北海道函館市)
株式会社しんえこ	本社工場(長野県松本市)
株式会社アストコ	本社(東京都中央区)
株式会社Ｅ３	本社(東京都中央区)
株式会社東洋ゴムチップ	本社工場(群馬県前橋市)
株式会社ブライトイノベーション	本社(東京都中央区)
株式会社プラ２プラ	本社工場(愛知県名古屋市港区)
株式会社ＶＯＬＴＡ	本社工場(静岡県富士宮市)
JAPAN COAST USED CARS AND SPARE PARTS TRADING	本社(Sharjah U.A.E)
3WM CHILE IMPORT EXPORT LIMITADA	本社(Iquique Chile)
3WM UGANDA LIMITED	本社(Kampala Uganda)

(9) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
389名	26名増

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10)主要な借入先

借　　入　　先	借　　入　　額
	百万円
株式会社東京スター銀行	1,330
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,262
株式会社三井住友銀行	844
株式会社静岡銀行	831

(11)その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年９月28日開催の第８期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　33,600,000株

(2) 発行済株式の総数　14,943,080株(自己株式170株含む)

(3) 株主数　11,317名

(4) 大株主(上位10名)

平成30年６月30日現在

株主名	持株数	持株比率
株式会社ウィンデライト	5,102,000 株	34.14 %
佐野　文勝	1,460,000	9.77
佐野　富和	388,000	2.60
株式会社ユー・エス・エス	360,000	2.41
石井　裕高	186,000	1.24
石井　明子	186,000	1.24
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	110,900	0.74
株式会社三井住友銀行	96,000	0.64
株式会社静岡銀行	72,000	0.48
渡辺　光優	71,700	0.48

(注)　持株比率は、自己株式170株を発行済株式の総数から控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

(注)１．当事業年度における新株予約権の行使により発行済株式数の総数が3,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,551,450円増加しております。

２．平成30年１月１日付で１株に対し２株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が6,471,540株増加しております。

３．発行可能株式総数
平成30年１月１日付の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき平成30年１月１日をもって当社定款第６条を変更し、発行可能株式総数を16,800,000株増加し、33,600,000株としております。

４．平成30年６月15日を払込期日とする公募による新株式発行により、発行済株式総数1,609,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ633,057,490円増加しております。

５．平成30年６月27日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が390,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ153,642,510円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

① 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりであります。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間
第１回新株予約権 (注) 1	11,600個	普通株式 696,000株 (注) 3、4	無償	1円	平成22年５月21日 ～平成41年６月30日
第２回新株予約権 (平成22年12月17日)	315個	普通株式 18,900株 (注) 3、4	無償	1円	平成23年１月１日 ～平成42年12月31日
第３回新株予約権 (平成23年６月30日) (注) 2	2,230個	普通株式 147,180株 (注) 3、4	無償	504円 (注) 3、4	平成25年７月１日 ～平成34年６月30日

(注) 1．株式会社エコネコルが平成21年６月16日開催の同社株主総会決議及び同日開催の同社取締役会決議に基づいて同社の取締役、監査役及び使用人に対して発行した新株予約権のうち、株式会社エコネコルが株式移転により当社を設立した日(平成22年５月21日)現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務は、株式会社エコネコルから当社が承継しております。

2．第３回新株予約権の数2,950個のうち、退職等により当社、当社子会社及び関連会社の取締役、従業員及び顧問等21名720個分の権利が喪失しております。

3．平成25年５月15日開催の取締役会決議により、平成25年７月１日をもって１株につき30株の割合をもって株式分割を行っております。

4．平成29年11月13日開催の取締役会決議により、平成30年１月１日をもって１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。

② 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりであります。

区　分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	第１回新株予約権	7,700個	462,000株	３名
	第２回新株予約権	130個	7,800株	１名
	第３回新株予約権	150個	9,900株	２名
社外取締役 (監査等委員を除く)	第１回新株予約権	200個	12,000株	２名
取締役（監査等委員）	第１回新株予約権	100個	6,000株	１名
	第３回新株予約権	100個	6,600株	１名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐野富和	代表取締役社長	株式会社アビヅ取締役
佐野文勝	常務取締役	株式会社エコネコル代表取締役社長 株式会社プラ２プラ代表取締役社長
春山孝造	取締役	株式会社しんえこ代表取締役社長 株式会社アストコ代表取締役社長
鈴木直之	取締役	株式会社Ｅ３代表取締役社長
村上美晴	取締役	セントケア・ホールディング株式会社代表取締役会長 有限会社村上企画代表取締役
黄　圭燦	取締役	学校法人東海学園大学　経営学部教授
井手祥司	取締役	―
小室直義	取締役 (監査等委員)	株式会社エコネコル監査役 株式会社Ｅ３監査役 株式会社アストコ監査役 ミルクランド株式会社取締役 一般社団法人コミュニティーネットハピネス理事
遠藤隆三	取締役 (監査等委員)	遠藤隆三税理士事務所所長 株式会社３WM監査役
和田　卓	取締役 (監査等委員)	株式会社クロダリサイクル監査役 株式会社東洋ゴムチップ監査役 株式会社プラ２プラ監査役 株式会社ＶＯＬＴＡ監査役

(注) 1．取締役村上美晴氏、黄圭燦氏、井手祥司氏、小室直義氏、遠藤隆三氏及び和田卓氏は、社外取締役であります。
2．当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置しているほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3．監査等委員遠藤隆三氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．取締役村上美晴氏、黄圭燦氏及び井手祥司氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5．取締役村上美晴氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
6．取締役黄圭燦氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
7．取締役小室直義氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。また、取締役小室直義氏が兼職している株式会社エコネコル、株式会社Ｅ３及び株式会社アストコは当社の連結子会社であります。
8．取締役遠藤隆三氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。また、取締役遠藤隆三氏が兼職している株式会社３WMは当社の連結子会社であります。
9．取締役和田卓氏が兼職している株式会社クロダリサイクル、株式会社東洋ゴムチップ、株式会社プラ２プラ及び株式会社ＶＯＬＴＡは当社の連結子会社であります。
10．平成29年９月28日開催の第８期定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役渡邉一氏は辞任いたしました。

11. 当社では意思決定の迅速化及び業務の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は下記３名で構成されております。

役職名	氏　名	職務分担
常務執行役員	石井　明子	内部監査部長
執行役員	今井　健太	株式会社３WM　代表取締役社長
執行役員	竹川　直希	管理管掌　兼　経営企画部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 (3名)	157百万円 (9百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	9百万円 (9百万円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (3名)	3百万円 (2百万円)
合　計	15名	170百万円

（注）１．( )は、社外取締役及び社外監査役に係るものであります。
２．上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役26百万円、監査役0百万円）を含んでおります。
３．当社は、平成29年９月28日開催の第８期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
４．監査役に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
５．上記の支給人数の合計は延べ人数であり、取締役であった１名及び監査役であった１名が任期満了で退任後、社外監査役であった３名が監査等委員である取締役に就任したため、実支給人数は12名（うち社外取締役は３名、監査等委員である社外取締役は３名）であります。
６．上記には、平成29年９月28日開催の第８期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役１名が含まれております。
７．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成29年９月28日開催の第８期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）（ただし、使用人分給与を含まない。）と決議をいただいております。
８．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成29年９月28日開催の第８期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議をいただいております。
９．取締役の報酬は、中長期的な株主価値及び企業業績の向上を図るため、企業業績と取締役個人の職責及び成果を適正に連動させることを基本方針として決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地位	主な活動状況
村上美晴	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、上場企業の経営者の豊富な経験・見地から適宜発言を行っておりました。
黄　圭燦	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、13回に出席し、経済学者の専門的見地から適宜発言を行っておりました。
井手祥司	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、元上場会社の経営者の豊富な経験・見地から適宜発言を行っておりました。
小室直義	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会４回並びに監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回すべてに出席しました。地方自治体の元市長の豊富な経験・見地から適宜発言を行っておりました。
遠藤隆三	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会４回並びに監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回すべてに出席しました。税理士の専門的見地から、適宜発言を行っておりました。
和田　卓	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会４回並びに監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回すべてに出席しました。元企業経営者の豊富な経験・見地から適宜発言を行っておりました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　東陽監査法人

(2) 報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額　20百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　20百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、上記報酬等の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対してコンフォートレターの作成業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ　当社は、取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス遵守体制を整備しコンプライアンス教育及び研修等を実施して周知徹底を図る。また、その実践のため企業理念及び諸規程を制定し、マニュアル等を整備する。

ロ　当社は、他の業務執行部署から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部による当社及び当社子会社等（以下「当社グループ」という。）全体の内部監査を実施する。内部監査を通じて各部署の内部管理体制の適切性・有効性を検証及び評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保する。

ハ　社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に

連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁記録的な媒体に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ　当社グループの業務執行に係るリスクに関して、内部統制委員会の小委員会においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

ロ　当社グループの経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を内部統制委員会内に設置し、当社グループ全体の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の手続き及び取締役会の権限範囲等は取締役会規程で明確にする。

ロ　取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織規程及び業務分掌規程を定めるとともに、取締役の職務執行に関する基本的職務及び責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図ることを目的として、職務権限規程を定める。

ハ　その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

ニ　当社は、単年度予算並びに中期経営計画を適正に策定及び運用するため、予算管理規程を定める。同規程に則り、取締役会において単年度予算並びに中期経営計画を決定するとともに、原則として事業年度毎に１回、中期経営計画のローリング（終期の更新と内容の見直し）を行う。

ホ　取締役は、取締役会で定めた中期経営計画及び単年度予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。

ヘ　当社の取締役会において、当社グループは業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

⑤当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ　当社グループは、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示及び要請の伝達等が効率的に行われる体制の構築を内部統制委員会中心に行う。

ロ　取締役は、各部署の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

ハ　内部監査部は、各部署の内部監査を実施し、その結果を社長及び担当取締役に報告するとともに、必要に応じて、内部統制の改善案の指導、実施の支援及び助言を行う。

ニ　代表取締役社長は、内部監査の有効性を確保するため、内部監査部の要請に応じて被監査部署以外の部署から内部監査人を選定できることとする。

ホ　子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、決裁権限規程に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の管理部門が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認する。

⑥監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より監査業務に必要な業務指示及び命令を受けた使用人は、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、その業務指示等に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び他の使用人の指揮命令を受けないこととし、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。

⑦当社グループの取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ　監査等委員は、取締役会に出席するほか、監査等委員会が選定する監査等委員は、その他重要な会議に出席し、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行状況の報告を受けることとする。

ロ　内部監査部が実施した監査結果を監査等委員会に供覧することとする。

ハ　当社グループの取締役及び使用人等が当社グループに関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。

ニ　監査等委員会へ報告をした当社グループの取締役及び使用人等に対し、不利益が生じないことを確保する。

⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　監査等委員会は、監査等委員会監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査等委員会監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査等委員会規程並びに監査等委員会監査等基準を定める。監査等委員会はこれらの規程に定めるところにより、監査を行う。

ロ　監査等委員会が選定する監査等委員は、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人等に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、監査等委員会は、社長、内部監査部、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。

ハ　監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況については以下のとおりであります。

①重要な会議の開催状況

当期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）における主な会議の開催状況は、以下のとおりであります。

取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍いたしました。その他、監査等委員会設置会社移行前の監査役会は４回、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員会は10回、経営会議は13回、内部統制委員会は４回、同委員会の下部組織であるコンプライアンス委員会を12回、環境安全委員会を12回、情報セキュリティ委員会を12回、危機管理委員会を11回開催いたしました。

②監査等委員（監査等委員会設置会社移行前は監査役）の職務の執行について

監査等委員（監査等委員会設置会社移行前は監査役）は、監査等委員会（監査等委員会設置会社移行前は監査役会）において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役及び当社の主な子会社の取締役を対象に面談を実施いたしました。また、監査等委員（監査等委員会設置会社移行前は監査役）は、会計監査人や内部監査部との間で積極的な連携を図るため、定期的な会合を実施いたしました。

③内部監査の実施について

内部監査基本計画に基づき、当社及び当社子会社等の内部監査を計25回実施いたしました。

④財務報告に係る内部統制について

当期においては、内部統制に関する評価範囲を設定し当社及び当社子会社等の内部統制の整備と運用状況の評価を実施いたしました。

⑤反社会的勢力排除について

当期においては、お取引先様との契約書に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、反社会的勢力への対応に関する基本方針を従業員に周知し反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

⑥教育・研修について

当社は、経営計画書や各種研修資料に基づき、コンプライアンス、情報セキュリティ、インサイダー取引防止等の教育・研修を実施いたしました。また次世代経営者層向け等、階層別に応じたビジネススクールを開催いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして認識し、業績に応じた利益配分、経営基盤強化のための内部留保等を総合的に勘案しながら、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本方針といたします。業績連動利益配分の指標として連結配当性向20～30%を目標として実施してまいります。なお上記の連結配当性向に基づく配当金が年間10円を下回る場合にも、年間10円の安定配当を目指す所存です。

また、当社の剰余金の配当は、年１回の期末配当を基本方針としております。当社は「取締役会決議により毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる」旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成30年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	11,541,044	流動負債	7,150,138
現金及び預金	4,968,011	支払手形及び買掛金	1,154,922
受取手形及び売掛金	2,555,292	短期借入金	4,301,000
商品及び製品	2,993,240	1年内返済予定の長期借入金	412,511
仕掛品	34,236	リース債務	56,743
原材料及び貯蔵品	349,859	未払法人税等	298,850
繰延税金資産	48,359	繰延税金負債	15,107
その他	786,044	賞与引当金	54,962
貸倒引当金	△194,000	その他	856,040
固定資産	10,120,628	固定負債	3,243,280
有形固定資産	5,442,850	長期借入金	2,418,122
建物及び構築物	1,520,774	リース債務	95,985
機械装置及び運搬具	966,785	繰延税金負債	30,835
土地	2,421,309	再評価に係る繰延税金負債	64,282
建設仮勘定	436,295	退職給付に係る負債	268,862
その他	97,685	資産除去債務	166,074
		その他	199,117
無形固定資産	95,805		
のれん	35,516	負債合計	10,393,419
その他	60,288	（純資産の部）	
		株主資本	10,843,133
投資その他の資産	4,581,972	資本金	1,493,246
投資有価証券	1,962,763	資本剰余金	1,941,788
出資金	2,420,340	利益剰余金	7,408,158
繰延税金資産	80,248	自己株式	△59
その他	136,943	その他の包括利益累計額	45,898
貸倒引当金	△18,322	その他有価証券評価差額金	47,612
		土地再評価差額金	8,633
		為替換算調整勘定	△10,347
		新株予約権	331,425
		非支配株主持分	47,796
		純資産合計	11,268,254
資産合計	21,661,673	負債・純資産合計	21,661,673

（注）記載金額は千円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		37,456,350
売上原価		30,914,760
売上総利益		6,541,590
販売費及び一般管理費		5,539,384
営業利益		1,002,205
営業外収益		
受取利息	21,667	
受取配当金	5,534	
持分法による投資利益	287,357	
受取賃貸料	36,520	
業務受託料	20,964	
その他	27,417	399,460
営業外費用		
株式交付費	14,727	
支払利息	34,734	
支払手数料	6,888	
為替差損	20,061	
減価償却費	4,015	
その他	1,301	81,729
経常利益		1,319,936
特別利益		
固定資産売却益	13,044	
受取保険金	21,465	
受取補償金	14,830	49,339
特別損失		
固定資産除却損	5,243	
貸倒引当金繰入額	133,388	
その他	8,886	147,517
税金等調整前当期純利益		1,221,759
法人税、住民税及び事業税	423,136	
法人税等調整額	△42,623	380,513
当期純利益		841,245
非支配株主に帰属する当期純利益		690
親会社株主に帰属する当期純利益		840,555

（注）記載金額は千円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年７月１日残高	704,994	1,153,536	6,761,656	△59	8,620,129
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	786,700	786,700			1,573,400
新株の発行（新株予約権の行使）	1,551	1,551			3,102
剰余金の配当			△194,053		△194,053
親会社株主に帰属する当期純利益			840,555		840,555
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	788,251	788,251	646,501	－	2,223,004
平成30年６月30日残高	1,493,246	1,941,788	7,408,158	△59	10,843,133

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成29年７月１日残高	52,891	8,633	△1,354	60,170	296,907	7,905	8,985,113
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							1,573,400
新株の発行（新株予約権の行使）							3,102
剰余金の配当							△194,053
親会社株主に帰属する当期純利益							840,555
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△5,279	－	△8,993	△14,272	34,518	39,890	60,136
連結会計年度中の変動額合計	△5,279	－	△8,993	△14,272	34,518	39,890	2,283,141
平成30年６月30日残高	47,612	8,633	△10,347	45,898	331,425	47,796	11,268,254

（注）記載金額は千円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年８月24日

株式会社エンビプロ・ホールディングス
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　野　邊　義　郎　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　川　越　宗　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エンビプロ・ホールディングスの平成29年７月１日から平成30年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンビプロ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年７月1日から平成30年６月30日までの第９期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年８月29日

株式会社エンビプロ・ホールディングス　監査等委員会

監査等委員　小　室　直　義 ㊞

監査等委員　遠　藤　隆　三 ㊞

監査等委員　和　田　　卓 ㊞

(注)監査等委員小室直義、遠藤隆三、和田卓は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

（平成30年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,721,237	流動負債	744,591
現金及び預金	2,376,123	短期借入金	500,000
売掛金	47,655	1年内返済予定の長期借入金	190,000
前払費用	3,676	未払金	19,934
未収還付法人税等	57,307	未払費用	11,844
繰延税金資産	7,183	未払法人税等	6,344
短期貸付金	1,225,000	預り金	10,802
その他	4,290	賞与引当金	3,391
		その他	2,275
固定資産	5,772,188		
有形固定資産	4,556	固定負債	1,144,983
工具器具備品	4,556	長期借入金	1,125,000
		退職給付引当金	19,983
無形固定資産	16,769		
ソフトウェア	13,851	負債合計	1,889,575
ソフトウェア仮勘定	2,918	（純資産の部）	
		株主資本	7,272,424
投資その他の資産	5,750,862	資本金	1,493,246
投資有価証券	223,780	資本剰余金	4,655,901
関係会社株式	5,409,159	資本準備金	1,393,246
長期貸付金	100,000	その他資本剰余金	3,262,655
繰延税金資産	7,828	利益剰余金	1,123,335
その他	10,092	その他利益剰余金	1,123,335
		繰越利益剰余金	1,123,335
		自己株式	△59
		新株予約権	331,425
		純資産合計	7,603,850
資産合計	9,493,425	負債・純資産合計	9,493,425

（注）記載金額は千円未満を切り捨てております。

損　益　計　算　書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		
経営指導料収入	560,800	
受取配当金収入	272,182	832,982
営業費用		609,686
営業利益		223,296
営業外収益		
受取利息	6,164	
受取配当金	1	
その他	1,097	7,262
営業外費用		
株式交付費	14,727	
支払利息	3,878	18,606
経常利益		211,952
税引前当期純利益		211,952
法人税、住民税及び事業税	1,847	
法人税等調整額	△4,803	△2,955
当期純利益		214,908

（注）記載金額は千円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成29年７月１日残高	704,994	604,994	3,262,655	3,867,650	1,102,481	1,102,481
事業年度中の変動額						
新株の発行	786,700	786,700		786,700		
新株の発行（新株予約権の行使）	1,551	1,551		1,551		
剰余金の配当					△194,053	△194,053
当期純利益					214,908	214,908
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	788,251	788,251	－	788,251	20,854	20,854
平成30年６月30日残高	1,493,246	1,393,246	3,262,655	4,655,901	1,123,335	1,123,335

（単位：千円）

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
平成29年７月１日残高	△59	5,675,067	296,907	5,971,974
事業年度中の変動額				
新株の発行		1,573,400		1,573,400
新株の発行（新株予約権の行使）		3,102		3,102
剰余金の配当		△194,053		△194,053
当期純利益		214,908		214,908
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			34,518	34,518
事業年度中の変動額合計	－	1,597,357	34,518	1,631,875
平成30年６月30日残高	△59	7,272,424	331,425	7,603,850

（注）記載金額は千円未満を切り捨てております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年８月24日

株式会社エンビプロ・ホールディングス
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　野　邊　義　郎　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　川　越　宗　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エンビプロ・ホールディングスの平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第９期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年８月29日

株式会社エンビプロ・ホールディングス　監査等委員会

監査等委員　小　室　直　義 ㊞

監査等委員　遠　藤　隆　三 ㊞

監査等委員　和　田　　卓 ㊞

(注) 監査等委員小室直義、遠藤隆三、和田卓は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして認識し、業績に応じた利益配分、経営基盤強化のための内部留保等を総合的に勘案しながら、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本方針といたします。業績連動利益配分の指標として連結配当性向20～30％を目標として実施してまいります。また、上記の連結配当性向に基づく配当金が年間10円を下回る場合にも、年間10円の安定配当を目指す所存です。

以上の基本方針を踏まえ、当期の期末配当金につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類
　　金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金　17円
　　総額　　254,029,470円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成30年９月28日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（７名）の任期が満了いたします。つきましては、取締役６名及び新任取締役１名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会での審議を経て、各候補者を決定しております。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さの　とみかず 佐野　富和 （昭和27年３月24日）	昭和49年４月　佐野マルカ商店(現：株式会社エコネコル)　入社 昭和53年７月　同社　取締役 昭和54年４月　衆議院議員江崎真澄事務所　入所 昭和57年４月　株式会社佐野マルカ商店(現：株式会社エコネコル)　専務取締役 昭和60年10月　同社　代表取締役社長 平成15年12月　株式会社アビヅ　代表取締役社長 平成18年７月　株式会社３WM　代表取締役 平成19年２月　同社　取締役 平成20年６月　株式会社アビヅ　取締役(現任) 平成22年５月　当社　代表取締役社長(現任) 平成24年３月　株式会社エコネコル　取締役 平成25年４月　同社　代表取締役 平成27年10月　株式会社東洋ゴムチップ　取締役 【重要な兼職の状況】 株式会社アビヅ　取締役	388,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	さの　ふみかつ 佐野　文勝 （昭和36年６月６日）	昭和57年４月　株式会社後藤商店　入社 昭和58年４月　株式会社佐野マルカ商店（現：株式会社エコネコル）　入社 昭和60年10月　同社　取締役 平成12年４月　株式会社富士エコサイクル　取締役 平成16年11月　株式会社佐野マルカ（現：株式会社エコネコル）　常務取締役 平成20年６月　株式会社クロダリサイクル　代表取締役社長 平成22年６月　当社　常務取締役（現任） 平成22年６月　株式会社アビヅ　取締役 平成23年６月　株式会社クロダリサイクル　取締役 平成24年４月　株式会社エコネコル　代表取締役社長（現任） 平成25年12月　株式会社エコミット（現：株式会社アストコ）　取締役 平成27年10月　株式会社東洋ゴムチップ　取締役 平成29年７月　株式会社プラ２プラ代表取締役社長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社エコネコル　代表取締役社長 株式会社プラ２プラ　代表取締役社長	1,460,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	はるやま　こうぞう 春山　孝造 (昭和39年10月21日)	昭和58年４月　小澤物産株式会社　入社 昭和60年３月　春山金属　入社 昭和61年３月　有限会社春山金属　代表取締役社長 平成６年３月　株式会社カネムラ　取締役 平成11年９月　同社　常務取締役 平成13年３月　株式会社コーゾーリレーションズ　代表取締役社長 平成18年７月　株式会社３WM　代表取締役社長 平成22年７月　当社　執行役員 平成23年４月　株式会社しんえこ　代表取締役社長(現任) 平成23年７月　当社　常務執行役員 平成25年12月　株式会社エコミット(現：株式会社アストコ)　取締役 平成27年３月　同社　代表取締役社長(現任) 平成27年７月　株式会社エコネコル　取締役 平成27年９月　当社　取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社しんえこ　代表取締役社長 株式会社アストコ　代表取締役社長	9,900株
4	すずき　なおゆき 鈴木　直之 (昭和42年４月20日)	平成３年４月　日栄証券株式会社(現：株式会社ＳＢＩ證券)　入社 平成17年４月　日本アジア投資株式会社　入社 平成17年７月　ＪＡＩＣ証券株式会社　代表取締役社長 平成20年６月　同社　取締役 平成20年９月　株式会社エコネコル　取締役 平成21年８月　株式会社オイコス　取締役 平成22年５月　当社　取締役(現任) 平成23年９月　株式会社３WM　取締役 平成25年12月　株式会社エコミット(現：株式会社アストコ)　監査役 平成26年２月　株式会社Ｅ３　代表取締役社長(現任) 平成27年10月　株式会社東洋ゴムチップ　取締役 【重要な兼職の状況】 株式会社Ｅ３　代表取締役社長	8,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	むらかみ　よしはる 村上　美晴 (昭和28年８月14日)	昭和55年11月　株式会社アイエヌジー設立　取締役 昭和56年９月　同社　代表取締役 昭和58年３月　日本福祉サービス株式会社(現：セントケア・ホールディング株式会社)設立　代表取締役社長 平成８年２月　有限会社村上企画設立　代表取締役(現任) 平成16年６月　メディスンショップ・ジャパン株式会社　代表取締役 平成17年12月　株式会社アイエヌジー　代表取締役社長 平成19年１月　株式会社佐野マルカ(現：株式会社エコネコル)　取締役 平成19年４月　セントケア・ホールディング株式会社　代表取締役会長 平成20年２月　同社　代表取締役会長兼社長 平成22年５月　当社取締役(現任) 平成24年４月　セントケア・ホールディング株式会社　代表取締役会長(現任) 【重要な兼職の状況】 セントケア・ホールディング株式会社　代表取締役会長 有限会社村上企画　代表取締役	12,100株
6	ふぁん　きゅちゃん 黄　圭燦 (昭和38年６月25日)	平成９年４月　名古屋商科大学　総合経営学部専任講師 平成14年４月　同大学　助教授 平成18年７月　同大学　教授 平成19年１月　株式会社佐野マルカ(現：株式会社エコネコル)　取締役 平成19年４月　学校法人東海学園大学　経営学部准教授 平成22年４月　同大学　教授(現任) 平成22年５月　当社　取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 学校法人東海学園大学　経営学部教授	6,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	新任 みやき けいじ 宮木 啓治 (昭和25年６月29日)	昭和49年４月 一般社団法人日本能率協会 入社 昭和51年４月 日本楽器製造株式会社(現：ヤマハ株式会社) 入社 昭和60年８月 株式会社日本能率協会 コンサルティングチーフコンサルタント 平成２年４月 A.T. KEARNEY INCORPORATED プリンシパルコンサルタント 平成５年８月 A.T.カーニー株式会社 副社長 平成11年12月 A.T.KEARNEY KOREA LIMITED LIABILITY COMPANY 社長 平成14年10月 株式会社ライト マネジメント ジャパン 代表取締役社長 平成18年１月 RIGHT MANAGEMENT INCORPORATED 本社上級副社長 アジアパシフィック 総代表 平成21年12月 マンパワージャパン株式会社(現：マンパワーグループ株式会社) 特別顧問 平成26年６月 ＡＳＴＩ株式会社 取締役(現任) 平成30年５月 医療法人社団祥和会 大川病院 監査役(現任) 平成30年７月 マルマン株式会社 監査役(現任) 【重要な兼職の状況】 ＡＳＴＩ株式会社 取締役 医療法人社団祥和会 大川病院 監査役 マルマン株式会社 監査役	0株

(注) １．取締役候補者佐野文勝氏は、取締役候補者佐野富和氏の弟であります。
２．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
３．上記取締役候補者の有する当社の株式数は、平成30年６月30日現在のものであります。
４．村上美晴氏、黄圭燦氏及び宮木啓治氏は、社外取締役候補者であります。なお、各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
５．村上美晴氏、黄圭燦氏及び宮木啓治氏が社外取締役に選任された場合、業務執行取締役でない各氏との間で、当社定款に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。契約内容の概要は、会社法第427条第１項の規定により同法第423条第１項の責任を同法第425条第１項に定める最低責任限度額とするものであります。
６．村上美晴氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって８年４ヶ月となります。黄圭燦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって８年４ヶ月となります。
７．取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。
(１)佐野富和氏につきましては、当社の礎を築き上げ、当社代表取締役として長年にわたりリーダーシップを発揮し、当社グループの様々な事業分野における豊富な経験と実績、多岐にわたる業務経験で培われた見識を有しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

（2）佐野文勝氏につきましては、資源リサイクル事業の分野における業務経験と知見を有するとともに、当社及び当社グループ会社の取締役の経験を有しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
（3）春山孝造氏につきましては、資源リサイクル事業の分野における業務経験と知見を有するとともに、中古車関連事業及び就労移行支援事業等、新事業の立ち上げに関する経験を有しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
（4）鈴木直之氏につきましては、豊富な金融の知見を有し、当社及び当社グループ会社の取締役の経験を有しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
（5）村上美晴氏につきましては、上場企業経営者としての経験をもとに当社グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
（6）黄圭燦氏につきましては、経済学者としての経験をもとに当社グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
（7）宮木啓治氏につきましては、外資系コンサルティング企業の代表を務められるなどグローバルな視点で幅広い経営戦略に関する知識と経験をもとに、当社グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。また、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

第３号議案　　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役遠藤隆三氏は、本株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、これに伴い監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本監査等委員である取締役候補者は、取締役遠藤隆三氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、平成31年９月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
いで　しょうじ 井手　祥司 （昭和19年12月15日）	昭和43年４月　日本電子開発株式会社(現：キーウェアソリューションズ株式会社)　入社 昭和48年５月　株式会社デンケイ　入社 昭和60年１月　株式会社システムコア(現：株式会社コア)に転籍 昭和61年４月　同社　システム事業部事業部長 昭和61年７月　同社　取締役 昭和63年４月　同社　常務取締役 平成３年10月　同社　専務取締役 平成７年６月　同社　代表取締役副社長 平成15年６月　同社　代表取締役社長 平成21年４月　同社　取締役相談役 平成22年６月　同社　相談役 平成23年９月　当社　取締役(現任)	3,600株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．上記取締役候補者の有する当社の株式数は、平成30年６月30日現在のものであります。
３．井手祥司氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
４．井手祥司氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。
５．井手祥司氏が社外取締役に選任された場合、業務執行取締役でない同氏との間で、当社定款に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。契約内容の概要は、会社法第427条第１項の規定により同法第423条第１項の責任を同法第425条第１項に定める最低責任限度額とするものであります。
６．社外取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。
井手祥司氏につきましては、元上場企業経営者としての経験を有しております。平成23年からは当社の社外取締役として有益で率直な意見・提言をし、当社意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。この実績を踏まえ、今後は当社の監査等委員である社外取締役として、その経験を経営の監査強化に活かすことができるものと判断しております。

第４号議案　　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する順位につきましては、黄圭燦氏を第１順位とし、宮木啓治氏を第２順位といたします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ふぁん　きゅちゃん 黄　圭燦 （昭和38年６月25日）	平成９年４月　名古屋商科大学　総合経営学部専任講師 平成14年４月　同大学　助教授 平成18年７月　同大学　教授 平成19年１月　株式会社佐野マルカ（現：株式会社エコネコル）　取締役 平成19年４月　学校法人東海学園大学　経営学部准教授 平成22年４月　同大学　教授（現任） 平成22年５月　当社　取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 学校法人東海学園大学　経営学部教授	6,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	みやき　けいじ 宮木　啓治 （昭和25年６月29日）	昭和49年４月　一般社団法人日本能率協会　入社 昭和51年４月　日本楽器製造株式会社(現：ヤマハ株式会社)　入社 昭和60年８月　株式会社日本能率協会コンサルティングチーフコンサルタント 平成２年４月　A.T. KEARNEY INCORPORATEDプリンシパルコンサルタント 平成５年８月　A.T.カーニー株式会社副社長 平成11年12月　A.T.KEARNEY KOREA LIMITED LIABILITY COMPANY社長 平成14年10月　株式会社ライト マネジメント ジャパン代表取締役社長 平成18年１月　RIGHT MANAGEMENT INCORPORATED本社上級副社長 アジアパシフィック総代表 平成21年12月　マンパワージャパン株式会社(現：マンパワーグループ株式会社)　特別顧問 平成26年６月　ＡＳＴＩ株式会社　取締役(現任) 平成30年５月　医療法人社団祥和会　大川病院　監査役(現任) 平成30年７月　マルマン株式会社　監査役(現任) 【重要な兼職の状況】 ＡＳＴＩ株式会社　取締役 医療法人社団祥和会　大川病院　監査役 マルマン株式会社　監査役	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．上記取締役候補者の有する当社の株式数は、平成30年６月30日現在のものであります。
３．黄圭燦氏及び宮木啓治氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
４．黄圭燦氏及び宮木啓治氏は、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役以外の取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員である取締役以外の取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
５．当社は、黄圭燦氏及び宮木啓治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件」が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員とする予定ですが、監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き独立役員とする予定です。
６．第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件」が原案どおり承認された場合、黄圭燦氏及び宮木啓治氏との間で、当社定款に基づき、責任限定契約を締結する予定ですが、監査等委員である取締役に就任した場合も当該契約を継続する予定です。契約内容の概要は、会社法第427条第１項の規定により同法第423条第１項の責任を同法第425条第１項に定める最低責任限度額とするものであります。
７．黄圭燦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって８年４ヶ月となります。
８．補欠の監査等委員である取締役の選任理由は次のとおりであります。

（1）黄圭燦氏につきましては、経済学者としての経験をもとに当社グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。また、同氏は、現在当社の社外取締役としてその職責を適切に果たしていることから、補欠の監査等委員である社外取締役をお願いするものであります。
（2）宮木啓治氏につきましては、外資系コンサルティング企業の代表を務められるなどグローバルな視点で幅広い経営戦略に関する知識と経験をもとに当社グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。また、補欠の監査等委員である社外取締役としてその職責を適切に遂行することができるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役をお願いするものであります。

第５号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、平成29年９月28日開催の第８期定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認頂いておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値向上へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との利益共有を図ることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額25,000千円以内（うち社外取締役5,000千円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の監査等委員でない取締役は７名（うち社外取締役３名）であり、第２号議案が承認可決されますと、７名（うち社外取締役３名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（うち社外取締役10,000株以内とします。また、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日から30年間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役が継続して、当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員若

しくは当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、死亡、任期満了又は定年により上記のいずれの地位からも退任又は退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（3）無償取得事由

① 対象取締役が、本譲渡制限期間の満了日までに、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに当社子会社及び関連会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、死亡、任期満了又は定年その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除き、当社は本株式の全部を無償で取得する。

② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（ご参考）

当社は、本定時株主総会終結の時以降、当社執行役員及び当社子会社の取締役並びに監査役に対しても上記と同内容の譲渡制限付株式を当社取締役会決議により発行する予定であります。

第６号議案　　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額については、平成29年９月28日開催の第８期定時株主総会において、年額30,000千円以内とご承認頂いておりますが、今般、監査等委員である取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値向上へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との利益共有を図ることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額5,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

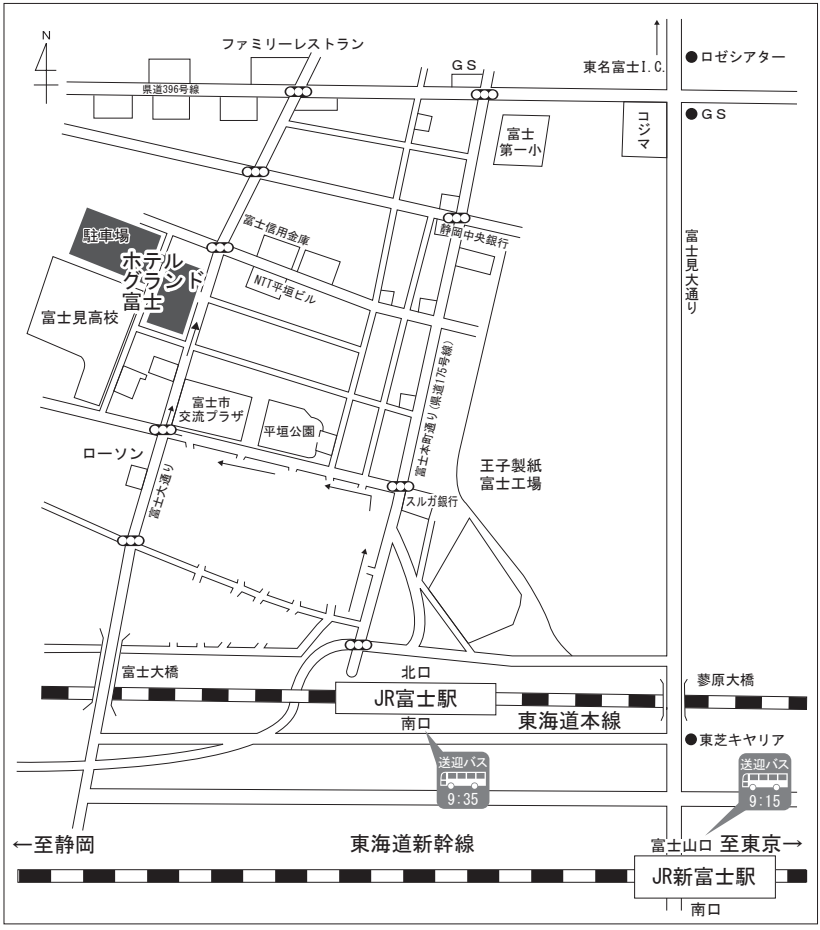
なお、現在の監査等委員である取締役は３名であり、第３号議案が承認可決されますと、３名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図



会　　場　ホテルグランド富士２階　孔雀の間
静岡県富士市平垣本町８番１号
TEL　(0545) 61-0360　FAX　(0545) 61-8564

交通機関　東海道本線「富士駅」より徒歩７分
東海道新幹線「新富士駅」より車７分

送迎バス　当日は送迎バスをご用意いたします。
【運行時間】
午前９時15分（新富士駅富士山口）
午前９時35分（富士駅南口）
※当日の道路混雑等の交通事情によって、
運行時間が変更となる場合がございます。